

☆地籍調査の流れ☆

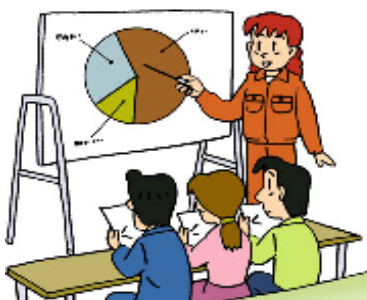
①地籍調査の実施計画をつくります

調査を実施しようとする市町村が、関係機関との連絡や調整を行い、いつ、どの地域を調査するのかなどの計画をつくります。



②住民への地元説明会を行います

調査を行う地域の住民の方々に集まっていただき、調査の内容やその必要性について、説明会を実施します。



③境界の確認をします（一筆地調査）

地籍調査では、土地所有者の方々に自分の土地の範囲を明確にしてもらいます。公図などをもとに作成した資料を参考に、調査担当者が現地を訪ねます。そして、境界をはさんだ土地所有者の方々に、双方の合意の上で土地の境界を確認してもらいます。また、土地の所有者、地番、地目なども合わせて調査します。



このようにして確認された境界に、「杭」「鋸」「プレート」を付設します。この杭は将来にわたって各筆ごとの土地の境界（筆界／ひっかい）を示す大切な杭となります。

*地籍調査においては、この一筆地調査が大変重要となります。



杭



鋸



プレート



テープ

(目印に使用します)

④確認していただいた境界の測量をします（地籍測量）

測量の基礎となる図根点を設置し、段階を踏んで各筆ごとの地球上の位置を決める測量を行います。各筆ごとの位置が決まったら、その結果をもとに正確な地図（地籍図）を作り、面積を測ります。



⑤地籍簿をつくります

一筆地調査と地籍測量の結果をまとめ、地籍簿を作成します。



⑥地籍調査の結果を確認していただきます（閲覧）

作成された地籍図と地籍簿は、一般の方々に閲覧していただき、確認を行います。閲覧場所は市町村役場で、期間は**20**日間です。

万が一、結果に誤り等があった場合には、申し出て下さい。ここで確認された地籍調査の結果が、最終的な地籍調査の成果となります。



⑦地籍調査の成果を登記所へ送付します

地籍調査の成果（地籍図と地籍簿）は、その写しが登記所に送付されます。登記所では、地籍簿をもとに登記簿を修正し、それまで登記所にあった地図の代わりに、地籍図を登記所備え付けの正式な地図とします。

以後、登記所では、地籍調査の成果を不動産登記の資料として活用します。

